



》空き家対策は予防、管理、利活用！

空き家の予防

① 住まいの権利関係(登記など)を確認しておく

住まいが誰の所有になっているかを確認しましょう。登記の名義人が亡くなった人のままになっていることがあります。相続が発生している場合は相続登記をしておきましょう。相続登記をしないままですと、相続人が多数になる可能性があり、売却などの利活用が難しくなる場合があります。

② 住まいを誰に引き継ぐかを決めておく

住んでいるうちから、住まいを誰にどう引き継ぐかを明確にしておきましょう。空き家になった場合の売却などの利活用について決めておくとともに、家財や荷物の整理をしておきましょう。

空き家の管理

① 定期的に状態を確認する

人が住まなくなった家は老朽化が早まる傾向にあります。定期的に空き家の状態を確認し、通気・換気を行うとともに、敷地内の除草や庭木の剪定などの手入れを行いましょう。自分で状態確認や手入れができない場合は、空き家管理サービス事業者の利用などを考えましょう。

② 近隣に連絡先を知らせる

周りに住んでいる人は、所有者の連絡先が分からない空き家に心配や不安を抱く傾向があります。緊急時のことも考え、近隣に連絡先を知らせておくことも管理の一つです。

空き家の利活用

① 売却する・賃貸に出す

自分で住む予定がない場合は空き家のままにせず、「売却する」「賃貸に出す」などの利活用を考えましょう。住宅を売却などする場合は、不動産業者に仲介を依頼するのが一般的です。

② 除却(解体)する

老朽化などによる破損がひどく、リフォーム費用がかさむなどで、維持管理が困難な場合は、建物を除却(解体)して、土地の利活用を考えましょう。

空き家所有者のための相談窓口

空き家に関する相談には、相続登記や売却など、専門的な内容も少なくないことから、津市では専門家団体で構成される「空き家ネットワークみえ」と協力し、取り組んでいます。所有する空き家でお悩みや心配事があれば、環境保全課空地・空家等連絡調整担当または「空き家ネットワークみえ」へご相談ください。

問い合わせ 環境保全課空地・空家等連絡調整担当(☎229-3398)、空き家ネットワークみえ(三重県宅地建物取引業協会内、☎227-5018、9時～12時、13時～17時 ※土・日曜日、祝・休日は除く)



年末年始のし尿のくみ取りはお早めに！

年末年始のし尿のくみ取りの利用は大変混雑しますので、早めにお申し込みください。

津地域

津環境整備事業協同組合(☎233-6622)へ

その他の地域

直接、各し尿のくみ取り業者へ

問い合わせ

環境政策課(☎229-3141)

